

沖縄県公報

定期発行日 毎週火·金曜日

当日が県の休日に、当たるときは休刊とする。

目	次
---	---

告示

- ○大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件(中小企業支援課) …… 1○建設業者の許可の取消し(技術・建設業課) …… 2

沖縄県告示第100号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により、平良加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和3年3月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 かねひで運玉ゆいゆいプラザ 与那原町字与那原1104番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社金秀本社 那覇市旭町112 番地1 代表取締役 新垣秀彦
- 3 法第8条第1項の規定による与那原町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和3年3月9日から同年4月9日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン南城大里 南城市大里字高平高宮城原97番2ほか10筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンタウン株式会社 千葉県千葉 市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 加藤久誠

- 3 法第8条第1項の規定による南城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和3年3月9日から同年4月9日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和3年3月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1(1) 処分をした年月日 令和2年8月25日
 - (2) 商号名 有限会社アルファー沖縄
 - (3) 代表者名 渡具知正克
 - (4) 所在地 沖縄市松本五丁目1番12号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-30) 第10384号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年8月3日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した 旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 令和2年8月25日
 - (2) 商号名 有限会社カネマサ
 - (3) 代表者名 金城正治
 - (4) 所在地 那覇市字大道151番地3-1F
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-27) 第6400号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが ・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事 業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年8月4日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和2年8月25日
 - (2) 商号名 株式会社日新建築
 - (3) 代表者名 宮國育男
 - (4) 所在地 那覇市天久1丁目11番19号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-1) 第13750号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年8月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和2年8月25日
 - (2) 商号名 有限会社大嶺工業
 - (3) 代表者名 玉城正司
 - (4) 所在地 沖縄市知花五丁目33番13号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-28) 第2940号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年8月7日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和2年8月25日
 - (2) 商号名 株式会社リフレ
 - (3) 代表者名 新垣大輔
 - (4) 所在地 宜野湾市普天間二丁目14番8号

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-28) 第13006号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に 関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年8月7日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和2年8月25日
 - (2) 商号名 株式会社まるくに
 - (3) 代表者名 小那覇邦郎
 - (4) 所在地 名護市字屋部1694番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第10674号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年8月12日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和2年9月4日
 - (2) 商号名 山名設備
 - (3) 代表者名 山名健
 - (4) 所在地 宜野座村字松田2629番地の114
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-2) 第12744号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年8月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和2年9月11日
 - (2) 商号名 利興土建
 - (3) 代表者名 伊敷利一
 - (4) 所在地 糸満市字真栄里560番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-30) 第12558号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年8月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和2年9月11日
 - (2) 商号名 丸太鉄筋工業
 - (3) 代表者名 比嘉太加志
 - (4) 所在地 南城市大里字古堅691番地1 102号室
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-29) 第13243号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年8月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和2年9月11日
 - (2) 商号名 大里工業
 - (3) 代表者名 平良長彦
 - (4) 所在地 南城市大里字高平760番地5
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-30) 第13447号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年8月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により沖縄県指定試験機関として指定し

た公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)に行わせる。 令和3年3月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 試験期日及び時間
 - (1) 二級建築士試験
 - ア 学科の試験 令和3年7月4日午前10時10分から午後5時20分まで
 - イ 設計製図の試験 令和3年9月12日午前11時から午後4時まで
 - (2) 木造建築士試験
 - ア 学科の試験 令和3年7月11日午前10時10分から午後5時20分まで
 - イ 設計製図の試験 令和3年10月10日午前11時から午後4時まで
- 2 試験会場 二級建築士試験及び木造建築士試験の会場は、決定後直ちにセンターのホームページ(http s://www.jaeic.or.jp/)及び公益社団法人沖縄県建築士会(http://shikai.or.jp/)のホームページに掲載する。
- 3 受験申込手続
 - (1) 受験申込方法 センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し、申し込むこと。なお、身体 に障害があるためにインターネットを利用することが困難である場合その他インターネットによる受験 の申込みを行うことができない正当な理由がある場合には、令和3年4月7日までにセンター本部(電話番号03-6261-3310) に申し出ること。
 - (2) 受験申込受付期間及び時間 令和3年4月1日午前10時から同月15日午後4時まで
- 4 合格者の発表
 - (1) 二級建築士試験
 - ア 学科の試験 令和3年8月24日に発表する予定である。
 - イ 設計製図の試験 令和3年12月2日に発表する予定である。
 - (2) 木造建築士試験
 - ア 学科の試験 令和3年9月7日に発表する予定である。
 - イ 設計製図の試験 令和3年12月2日に発表する予定である。
- 5 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益社団法人沖縄県建築士 会の事務所に掲示するとともに、センターのホームページに掲載する。
- 6 その他 設計製図の課題は、令和3年6月9日以後にセンターのホームページに掲載する。

発 行 所沖 縄 県 総 務 部総務私学課

電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)